

# 「山口県令和5年6月30日からの大雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 山口県共同募金会

## 1 趣旨

令和5年6月30日からの大雨により、山口県内の各地で人的被害や床上浸水など、甚大な被害が生じたため災害救助法が適用されました。

このため、社会福祉法人山口県共同募金会（以下「本会」という。）では、このたびの大雨で被災された方々を支援するため、義援金を募集します。

## 2 義援金の名称

山口県令和5年6月30日からの大雨災害義援金

## 3 受付期間

令和5年7月12日（水）から12月29日（金）まで

## 4 義援金の受付方法

金融機関	口座番号	口座名義
山口銀行 県庁内支店	(普) 5041769	社会福祉法人 山口県共同募金会
山口銀行本店・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
西京銀行 県庁支店	(普) 2021737	社会福祉法人 山口県共同募金会
西京銀行本店・支店（窓口・ATM）からの振込手数料は無料となります。 (※他行カードによるATM振込は対象外)		

金融機関	口座番号	口座名義
山口県信用農業協同組合 連合会 県庁内支所	(普) 0001812	社会福祉法人 山口県共同募金会
JA山口県及び山口県信用農業協同組合連合会の各店舗の窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00900-6-239301	山口県令和5年6月30日からの大雨災害義援金
窓口での振替については、振込票の通信欄に「山口県令和5年6月30日からの大雨災害義援金」と記入していただくと、手数料が無料となります。		

## 5 義援金の配分

山口県が設置する「山口県令和5年6月30日からの大雨災害義援金」配分委員会で協議し、被災者に配分します。

## 6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「山口県令和5年6月30日からの大雨災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

おって、都道府県共同募金会の受付分について、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、名簿に記載された送付先に領収書を送付します。

### 【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

## 7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

## 附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行します。

### 【問い合わせ先】

社会福祉法人 山口県共同募金会

〒753-0072 山口県山口市大手町9-6 県社会福祉会館2階

TEL 083-922-2803 FAX 083-922-2809

E-mail yamaguchi@akaihane.net